

工事名：令和８年度
水産基盤整備事業（輪島市地区）
マンホールポンプ制御盤更新工事

特記仕様書

電 気 設 備

1－1. 盤共通事項

1. 制御盤概要

- (1) 盤の主要構造材料は、収納機器の重量、作動による衝撃などに十分耐える強度を有するものとする。
- (2) ドアには鍵を設ける。
- (3) 屋外形は防雨性を有し、雨水のたまらない構造とする。
- (4) 盤類の形状及び寸法は、設計図を参照し、納品図書において決定するものとする。
- (5) 自動通報・監視装置を設ける。(スタンド形は除く)
- (6) 停電時対応として自家発電機接続用端子を設ける。

2. 主 回 路

- (1) 主回路の電圧は交流 200V とする。
- (2) 主回路に用いる母線及び接続導体は銅を使用し、規定の条件のもとに定格電流及び定格短時間電流を流しても十分にこれに耐えるものとする。
絶縁電線を用いる場合は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307)
または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) を使用するか、または、同等品以上とする。

3. 制御回路

- (1) 制御電源は主回路より分岐する。
- (2) 制御回路に用いる電線は原則として 600V ビニル絶縁電線 IV (JIS C 3307) または、電気機器用ビニル絶縁電線 KIV (JIS C 3316) に規定されたもので、断面積が 1.25mm^2 以上を使用し、かつ可動部は、十分可とう性があるものとする。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い電線を使用してもよいものとする。
- (3) 電線被覆の色別は、JEM 1122 により下記の色別を行うものとする。

計器用変圧器二次回路 黄色

変 流 器 二 次 回 路 黄色

制 御 回 路 黄色

接 地 回 路 緑色

- (4) 盤内照明や自動通報装置等は別途 100V 電源 (定額電灯または従量電灯) を引込むものとする。

1-2. 制 御 盤

1. 数 量 4面
2. 形 式 屋外装柱形
3. 箱体材質 ステンレス鋼板製
4. 寸 法 設計図書を参照し、納品図書において決定するものとする。
5. 器 具 類

(1) 配線用遮断器	1 式
(2) 漏電遮断器	1 式
(3) 電磁接触器	2 個
(4) 3E リレーまたはサーマルリレー	2 組
(5) 進相コンデンサ	2 個
(6) 交流電圧計	1 個
(7) 交流電流計	2 個
(8) 水位変換ユニット	1 式
(9) 補助継電器 (プログラマブルコントローラ等も含む)	1 式
(10) 運転時間計	2 個
(11) 表示灯	1 式
(12) タイマー	1 式
(13) ヒューズ	1 式
(14) 端子台及び内部配線	1 式
(15) 切替開閉器	1 式
(16) 操作開閉器	1 式
(17) 扉開閉ハンドル (鍵付)	1 式
(18) 監視装置 (別途工事)	1 式
(19) 自家発電機接続用端子	1 式
(20) その他必要なもの	1 式

1-3. 対象ポンプ場

(1) 五十洲第1MP場制御盤

ポンプ出力：2.2kW×60Hz

(2) 皆月第2MP場制御盤

ポンプ出力：5.5kW×60Hz

(3) 皆月第3MP場制御盤

ポンプ出力：3.7kW×60Hz

(4) 皆月第5MP場制御盤

ポンプ出力：5.5kW×60Hz

2-1. 水 位 計

1. 概 要

水位計の種類は投込式水位計とする。これら水位計の故障時のバックアップ用として、高水位（HHWL）より上の水位（ALWL）にフロートスイッチを1個設けるものとする。

2. 仕 様

投込式水位計

項 目	仕 様	備 考
形 式	投込圧力式	
数 量	6 台	
電 源	AC100V または AC200V、50Hz または 60Hz	
出 力 信 号	水位出力接点 5 点程度 アナログ水位出力 1 点（DC4～20mA）	
材 質	水位センサ部 SUS304	
精 度	±0.5%FS 以内（水位変換器との組合せ精度）	
付 属 品 (1 台につき)	水位変換器 1 個 専用ケーブル 1 式 吊下チェーン 1 式	変換器は盤内収納

18 いしかわ週休2日工事

・週休2日工事(現場閉所)の対象

本工事は、建設現場において週休2日に取り組む「いしかわ週休2日工事」の対象工事である。

週休2日工事(現場閉所)は、原則、工事着手日から工事完了日において、週単位の週休2日の現場閉所を確保することとする。なお、港湾工事においては、月単位の週休2日の現場閉所(4週8休相当)を確保することとする。

実施にあたっては、いしかわ週休2日工事実施要領及び細則の規定に基づき実施すること。

■週休2日工事(現場閉所)

- (1) 当初設計において、**港湾工事では月単位の週休2日(4週8休相当)に係る補正係数を乗じている。**
- (2) 災害復旧工事(港湾・営繕・機械設備工事を除く。)の受注者は、週休2日工事(交替制)への変更ができるものとする。
- (3) 受注者は、現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板(参考図参照)を設置すること。
- (4) 受注者は、現場着手前に対応する週休2日の休日取得[計画]表(様式1)を作成し、監督員に提出・共有すること。交替制を希望する場合は、様式3を提出すること。
- (5) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、対応する休日取得[計画]表を修正し、監督員に提出・共有すること。
- (6) 受注者は、工期最終日までに、対応する休日取得[実績]表を記入し、監督員に提出のうえ確認を受けること。
監督員が休日取得[実績]表により現場閉所の達成状況を確認する。
港湾工事において、**月単位の週休2日(4週8休相当)に満たない場合は、補正分を減額変更する。**

■工事看板参考図

(イ) ご協力をお願いします

(ロ) ○○○○○○を
なしています

(リ) 令和 ○年 ○月 ○日まで
時間帯 0:00 ~ 0:00

(ニ) ○○○○○○工事

発注者 石川県○○○事務所
電話番号 000-000-000

施工者 ○○○建設株式会社
電話番号 000-000-000

この工事は、週休2日工事です

ようこそ石川県へ!
Welcome to Ishikawa!
歡迎光臨石川県!

いしかわ
石川県建設部

技術者及び労働者確保に要する間接費の実績変更に係る特記仕様書

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費および租税公課」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者及び労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、技術者及び労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営繕費：借上費、宿泊費、労働者送迎費、維持・補修費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
租税公課：労働者宿舎の維持・管理に要する租税公課

第2条 受注者は、設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め様式1により監督員と協議するものとする。なお、実績変更対象費の対象は「技術者および労働者確保に要する間接費の設計変更運用マニュアル（案）」に記載のとおりとする。

第3条 受注者は、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求する場合は、工事打合せ簿に、実績報告書（様式3）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第4条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、間接費の設計変更の対象としない。

第5条 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第6条 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び法的措置及び入札参加停止等の措置を行う場合がある。

第7条 受注者は、間接費の設計変更に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第8条 受注者は、地域の社会情勢等により、労働者宿舎の設置または修繕が必要となる場合は、「建設業附属寄宿舍規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」を満たすものとする。

第9条 受注者は、前条により労働者宿舎の設置（修繕）する場合、設置（修繕）完了後に、上記規程およびガイドラインに準ずることを監督員に報告すること。なお、労働基準監督署に寄宿舍設置届を提出している場合は、労働基準監督署の受領印のある寄宿舍設置届の写し及び付帯資料を提出することで報告の代替とすることができるものとする。